

議案第10号

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例

かすみがうら市手数料条例（平成17年かすみがうら市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

530,000円
830,000円
1,010,000円
1,120,000円
1,420,000円
1,660,000円
3,880,000円
5,100,000円

6, 290, 000円
1, 130, 000円
1, 340, 000円
1, 500, 000円
1, 830, 000円
2, 140, 000円
4, 350, 000円
5, 570, 000円
6, 770, 000円
5, 750, 000円
7, 250, 000円
10, 700, 000円

」

を

「

570, 000円
880, 000円
1, 070, 000円
1, 200, 000円
1, 520, 000円
1, 780, 000円
4, 070, 000円
5, 340, 000円

6,490,000円
1,180,000円
1,410,000円
1,580,000円
1,940,000円
2,260,000円
4,550,000円
5,820,000円
7,070,000円
5,930,000円
7,470,000円
10,900,000円

」

に、

「

410,000円
540,000円
700,000円
920,000円
1,040,000円
1,600,000円
1,820,000円
2,030,000円

490,000円
630,000円
990,000円
1,310,000円
1,720,000円
3,320,000円
4,060,000円
4,650,000円
9,100,000円
12,400,000円
17,000,000円

」

を

「

420,000円
560,000円
730,000円
960,000円
1,090,000円
1,660,000円
1,900,000円
2,120,000円
530,000円

680,000円
1,030,000円
1,410,000円
1,780,000円
3,430,000円
4,190,000円
4,800,000円
9,320,000円
12,600,000円
17,300,000円

」

に、

「

310,000円
430,000円
720,000円
960,000円
1,210,000円
2,950,000円
3,620,000円
4,170,000円
2,660,000円
3,190,000円

4,790,000円
------------

」

を

「

320,000円
460,000円
750,000円
1,020,000円
1,300,000円
3,150,000円
3,870,000円
4,460,000円
2,690,000円
3,230,000円
4,830,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。